「大阪府議会における議会開会中の撮影等の許可等に関する要領」の一部改正について

|  |  |
| --- | --- |
| 現　　　　　行 | 改　　正　　案 |
| （撮影等ができる者等）  第３条　（略）  　⑴・⑵　（略）  　⑶　各会派議員団が派遣する撮影者及びその関係する政党機関紙の記者（以下「会派撮影者等」という。）  　⑷　前３号に掲げる者以外で報道を業として行う者（以下「報道関係記者」という。）  （許可証）  第４条　（略）  　２　許可証の有効期間は、交付の日から当該年度末日までとする。ただし、報道関係記者の許可証については、交付の日に限る。  （許可を受けた者の遵守事項）  第５条　（略）  　⑴　議場等に入場し撮影等を行おうとするときは、必ず許可証及び自社腕章又は社員証の類を着用すること。  　⑵－⑷　（略）  別表（第３条関係）  　　　撮影等場所及び使用機器（抜粋）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 場　所 | 撮影等の許可を受けた者 | 使用機器 | | 傍 聴 席  （撮影場所） | 府政記者 | カメラ、ＴＶカメラ | | 会派撮影者等、報道関係記者 | カメラ | | 委員会室  （撮影場所） | 府政記者 | カメラ、ＴＶカメラ | | 教育記者、会派撮影者等、  報道関係記者 | カメラ |   備考１　議場（撮影場所）、傍聴席（撮影場所）及び委員会室（撮影場所）におけるＴＶカメラの撮影は、別に定める撮影場所に限る。ただし、議会広報番組制作に係る場合はこの限りではない。  備考２　（略） | （撮影等ができる者等）  第３条　（略）  　⑴・⑵　（略）  　⑶　各会派議員団関係の政党機関紙の記者（以下「政党記者」という。）  　⑷　各会派議員団又は無所属議員が派遣する撮影者（以下「会派等撮影者」という。）  　⑸　前４号に掲げる者以外で報道を業として行う者（以下「報道関係記者」という。）  （許可証）  第４条　（略）  　２　許可証の有効期間は、交付の日から当該年度末日までとする。ただし、会派等撮影者及び報道関係記者の許可証については、許可を受けた会議年月日に限る。  （許可を受けた者の遵守事項）  第５条　（略）  　⑴　議場等に入場し撮影等を行おうとするときは、必ず許可証及び自社腕章又は社員証の類を着用すること。ただし、会派等撮影者においては、許可証のみを着用する。  ⑵－⑷　（略）  別表（第３条関係）  　　　撮影等場所及び使用機器（抜粋）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 場　所 | 撮影等の許可を受けた者 | 使用機器 | | 傍 聴 席  （撮影場所） | 府政記者 | カメラ、ＴＶカメラ | | 会派等撮影者 | カメラ、ビデオカメラ | | 政党記者、報道関係記者 | カメラ | | 委員会室  （撮影場所） | 府政記者 | カメラ、ＴＶカメラ | | 会派等撮影者 | カメラ、ビデオカメラ | | 教育記者、政党記者、  報道関係記者 | カメラ |   備考１　議場（撮影場所）、傍聴席（撮影場所）及び委員会室（撮影場所）における撮影は、別に定める撮影場所に限る。ただし、議会広報番組制作に係る場合はこの限りではない。  備考２　（略） |
| 現　　　　　行 | 改　　正　　案 |
| 様式第１号（第２条関係）（抜粋）    様式第２号（第３条関係）（抜粋） | 様式第１号（第２条関係）（抜粋）  　  様式第２号（第３条関係）（抜粋） |